

第6期 国分寺市公民館運営審議会 第2回定例会

日 時 令和7年8月29日（金）午後2時00分～午後4時00分

場 所 本多公民館 講座室

出席者

■委 員 田中委員長・坂本副委員長・浜堀委員・稲津委員・鈴木委員・川上委員・秋葉委員・植木委員・生島委員（欠席：高橋委員）

■職 員 大日向公民館課長兼本多公民館長・櫻井恋ヶ窪公民館長・保谷光公民館長・源内もとまち公民館長・鎌田並木公民館長・久保本多公民館事業係長・鈴木本多公民館担当職員

1 連絡事項

①配布資料確認

②第1回定例会議事録確認について

事務局：本日は委員10人中9人の出席がされています。欠席の方はいますか。

事務局：欠席は社会福祉協議会の高橋委員です。委員の過半数が出席となりますので、本日の会は成立いたします。よろしくお願いいたします。

田中委員長：それでは、まだまだ暑いですが、議論も熱く、本日もどうぞよろしくお願いいたします。では、ただいまから第2回国分寺市公民館運営審議会を開催します。

それでは初めに、まず連絡事項①配布資料確認を、事務局からお願いいたします。

事務局：配布資料確認になります。次第の後ろに、前回の定例会の2－1議事録になります。2－2として、東京都公民館連絡協議会委員部会研修会のチラシです。その次に2－3として、国分寺市旧庁舎用地利活用事業複合公共施設運用に関する基本的な考え方（素案）があります。2－4として、令和7年度定例会の日程表になります。ここまでの資料番号がついたものでして、そのほか、第47回全国公民館研究集会東京大会開催要項というパンフレットがあります。「けやきの樹」の8月15日号がついていると思います。また、今日別途で配布した資料として、今日この後、生島先生に話していただく、パワーポイントに関する資料がございます。あと、並木公民館から「楽・学・遊・人」のサポート会議だよりと、「地域のひろば 並木の会」のチラシがあると思いますが、過不足ないでしょうか。以上になります。

田中委員長：特に不足はないでしょうか。では、御確認ありがとうございました。それでは続きまして、連絡事項の②ですけれども、第1回定例会議事録の確認です。事務局からお願いします。

事務局：メールで差し上げました。特に自己紹介部分などセンシティブな部分もありますので、その部分反映がされているかと思われます。またこの後、修正部分があれば、9

月 5 日までに連絡いただければと思います。よろしくお願いいたします。
田中委員長：みなさまお願いします。

2 報告事項

①国分寺市教育委員会報告

②第 47 回全国公民館研究集会東京大会について

③東京都公民館連絡協議会委員部会研修会

田中委員長：それでは続きまして、2 番の報告事項です。①国分寺市教育委員会の定例会についてということで、また事務局から、今度は課長よりお願いします。

事務局：第 8 回国分寺市教育委員会定例会については、公民館課の議案や報告事項はありませんでした。以上です。

田中委員長：ありがとうございました。何か御質問などがありますか。それでは続きまして、報告事項の②第 47 回全国公民館研究集会東京大会ということで、これも事務局から御報告をお願いします。

事務局：こちらのパンフレットをご覧ください。東京都には、東京都公民館連絡協議会という組織があり、その委員部会には今、恋ヶ窪公民館選出委員を派遣させていただいております。東京都にはこの東京都公民連絡協議会があるのですが、全国組織として、全国公民館連合会という組織があります。その全国公民館連合会の研究集会、9 年に一回、東京都内で研修会を開くのですが、それが 11 月 12 日、13 日、東京国際フォーラムで行われます。資料を開いていただけますとプログラムがあって、2 日間に分かれて、このような内容で研修会が開かれます。公運審として、5 人分の予算はとっております。もし行きたい、もっと勉強したい、もっと全国いろいろな人たちと関わりたいという方につきましては、9 月 5 日までに本多公民館までメールをください。そうすると、参加費 3,000 円は負担いたします。ただし、往復の電車賃は委員負担。そこに情報交換会というのがありまして、東天紅で 18 時から 20 時に懇親会があるのですが、それについては自己負担という形になります。3,000 円のみが負担になりますけれども、ぜひとも皆様、御参加のほうを前向きに考えていただければと思います。田中委員長からは、出席しますという旨の御連絡はいただいております。よろしくお願いいたします。

事務局：それでは、あと 4 枠ということですか。

事務局：あと 4 枠、一応。

田中委員長：ただ、今、5 人とおっしゃったので、もし 5 人オーバーすれば、私は私費で参加いたします。個人でも参加できますので。

事務局：パンフレットに QR コードがついているのですが、ここの QR コードで申し込まれてしまうと、後から役所で負担というのができなくなるので、必ずこちらに御連絡ください。よろしくお願いいたします。

田中委員長：今、公民館は曲がり角というか、激変期なのです。今回登壇される牧野篤さんというのは、今、全国レベルで公民館と地域の関係のあり方を、文科省、中教審ですね。委員をずっとやっていて、相当、各地の情報も分かり、公民館の今後のことを、いろいろな事例も含めながら、考えている方なので、かなりいろいろなヒントがあると思うのです。ですから、5人枠なら、私は遠慮しようなんて思わないで、ぜひ、どんどんやっていただいて。もし6人になったら、どうすればいいですか。

事務局：6人になったら、逆に言うと市役所職員の枠もあるので、そちらをまわして対応したいと思います。

田中委員長：分かりました。多分、申し込めば行けるといいますから、どうぞ、みんなで学んで来られれば良いなと思います。

委員：2日、行くことになるのですか。

事務局：どちらか1日でもいいですし、2日とも3,000円で行けるという形になります。

委員：行きましょう。

田中委員長：参加費だけ出していただけるわけですね。

事務局：そうです。

田中委員長：情報交換会は自由参加ですから、別に出る必要はないので。もし出たいと言えば個人でQRにて申し込んでください。

委員：私も行きます。

事務局：記録を残しておきたいので。メールで連絡ください。よろしくお願いします。

田中委員長：では、参加できる方はメールでどんどん申し込んでください。ありがとうございました。それでは、これについての御質問は、ほかに何かありますか。よろしいですか。では、報告事項の③です。これは、東京都公民館連絡協議会、都公連ですけれど、委員部会の研修会についてというところですが、これ、事務局と都公連派遣委員になりますか。

事務局：まず事務局のほうから説明いたします。このチラシになります。今、東京都公民館連絡協議会委員部会、恋ヶ窪公民館選出の鈴木委員に参加していただいております。東京都公民館連絡協議会に、いくつかの部会がありまして、委員が参加しているのは、公民館の運営審議会委員が集まる部会になります。ここでは年に一度、委員部会として研修会を開催しております。それが10月25日午後2時から4時30分まで、福生市のさくら会館で行われるという形になります。こちら、参加は任意になるため、報酬1万500円は出ないのですが、往復の交通費はお出ししますので、御参加になる方は連絡いただければ対応いたします。よろしくお願いいたします。あと、詳細については、委員からよろしくお願いいたします。

委員：先日、8月14日に、初めて委員部会に出席いたしました。そこで、事務局が言われたように、この研修会を実施するということで、講師の西山さんという方についていろいろと紹介があったり、あとは、どのように研修会を行うのかというお話がありまし

て、「公民館のしあさって」という本を買いました。この中に書かれている方なのですが、けれども、お話を聞いていましたら、私たちが第5期の研修で沖縄の繁多川公民館の館長さんと、ウェブで研修をやりましたよね。あのことが、私はすごく勉強になったので、そのことがかなりここに反映されている。

田中委員長：出ていますものね、事例として。

委員：出ています。お話もされるのです。それで、一般的な講演ではなくて、何かもっと、くだけたようなお話をされて、そしてフロアとの関わりで何かするということでした。それで、報告はそれだけなのですが、ついでに申し上げますと、初めて前任委員のあとを引き継いで、委員部会に出たのですが、国分寺市の公運審というのはすごいなと思ったのは、研修が濃いというか、かなり立派という言い方をしたらあれなのですが、公民館って何なのかということを、しっかり勉強してきた。そういうことを初めて、この委員部会に出て理解した状況です。委員部会の方は、繁多川公民館がどういうことをやっているかということ、まったくご存じなかったもので、これは先に進んでいるというか、非常にうれしくなりました。参加費は自腹でしたか、これは。

事務局：参加費は無料です。ただし、報酬は発生しません。

委員：無料だから、ぜひ皆さん行かれて、そして学ばれたらいいなと思います。

田中委員長：ありがとうございます。いずれにしても、ぜひ行きましょうということですよ。

委員：思い出しました。いいですか。このお話の中に、前期に配っていただきましたが、三多摩テーズ。これ、三多摩テーズという愛称で呼んでいますけども、「新しい公民館像をめざして」という、東京都教育庁社会教育部で出されたものは、話題として載せられているし、それから、お話の中でも基本に据えられて出てくるということでしたので、持っていらない方は、事務局にお願いしてプリントアウトしていただいて、持っていらない方は、もう1回読んでいただきたい。以上です。

田中委員長：今回の委員の方で、持っていない方に渡していただいて。ありがとうございます。では、こちら10月、11月と研修がありますが、必ず行きましょう。それでは、以上で報告は終わりですが、報告全体を通して、何か確認したいこととかあります。よろしければ、次にいきましょう。

3 「公民館とは何か」

田中委員長：いよいよ今日のメインイベントです。識見の生島委員の「公民館とは何か」ということですね。それぞれ皆さん、実践で経験したり、イメージがあるというのを、今日はかなり基本的なところを生島委員にレクチャーしていただきますので、よろしくお願いします。

委員：皆さん、こんにちは。今期から委員になりました、生島です。よろしくお願いします。私が今日、話そうとしていることは、さきほど委員が全て話してくださったような

感じがしてしまして。もう要らないのではないかなというふうに思っているのですけれども、準備をしてきました。今、お話があったとおり 50 分ぐらいということだったのですけれども、出された課題が 50 分ぐらい。ワークショップを、途中に入れてもいいのではないかなということ。それから、公民館の基本的なところをお話してもらいたいというようなことを言われました。ワークショップで 20 分ぐらいとったら、もう残り 20 分ちょっとくらいしかないので、基本の「き」というところかなというふうに思います。2 期、3 期やられている方は、お分かりのところも多いかと思いますし、それだけではない、肌感覚で、実際に公民館はこういうものだと感じられているところもあるかと思いましたので、そのもともとの理念はどういうものなのかということについて、簡単に触れられればと思いました。中身についてだいぶ悩みまして、どういう切り口にしようかなと思ったのですけれども、今日は地域づくりのハブとしての公民館というところから、お話ししたいと思います。どうしてこういう設定にしたのかということなのですけれども、国分寺市の公民館の特徴と、これからの課題。私は国分寺に住んでなくて、今回を機にご縁ができたというところで、むしろ客観的に国分寺市を見たときに、どういうふうに見えているかということで、見たのですけれども、最初に事務局からもレクチャーをいただいたのですが、国分寺の公民館の大きな特徴は、この都市部の中にあるながら、中学校区に 1 館ずつあるという、地域配置がされているということです。ということは、地区のエリアがはっきりしていて、その地区エリアが比較的狭いというところが特徴かと思います。これは近隣ですと、例えば国立市は、公民館活動が非常に盛んですけれども、人口約 7 万 7,000 人に公民館は 1 館だけなのです。それから、隣に日野市がありますが、日野市も公民館は中央公民館が 1 館。そして、そこに廃校を活用した分室がありますけれども、実はそこも今年度から正規職員が引き上げてしまって、今はシルバー人材センターで貸館状態になっているところです。そういう意味では、実は国分寺というのは、地域配置をされているという状態ということ。それから今、この公運審には、学びがあるということがお話にありましたけれども、公運審のほか、各公民館にサポート会議というものが設置されていて、事業の企画運営についても、市民参加がされていますよね。そういう意味で、公民館の運営に対して、住民参加の回路がきちんとつくられているということも、大きな特徴かなというふうに思います。さらにこれも、私はお聞きしてびっくりしたのですけれども、主催事業の実施に当たって、10 の体系というのも設けていて、この体系に位置づけながら、偏りなく講座が開かれようとしている。その地域の中での様々な課題であるとか、力を入れていかなければならないことについて、10 の体系ですね。これも設けて、指標にしているということは、非常に重要な意味を持っているかと思います。これを見ますと、地域の中での視線であるとか、人権、平和、健康、人々の暮らし、地域の人たちの暮らし、地区での暮らしということの課題に、向かい合っていく 1 つの視点というのが提起されて、その視点に合わせて、事業がつくられていこうとしている。本当にこれもまた、地区配置されているからこ

そ、その地区のことについて目を向けていく、視点になっているのではないかなと思います。こういったところを前提に置きながら、もう1つ見たのが、第6期の答申です。恋ヶ窪公民館のこれからのあり方というのが語られていく中で、特に私が注目したのが、周りを通した地域づくりの推進に触れられているところでした。具体的にどんなことが書かれているかという、これからの恋ヶ窪公民館が果たしていく役割として、利用者を増やしていきながら、人のにぎわいをつくって、地区の発展をするということ。それから、地域文化の継承と創造ですね。これは、恋ヶ窪はこういう地域の文化を持っていて、それを継承したり、つくっていかうとするという。案外これは、都市部ではなかなか注目されない。もちろん都市部でも、地域文化はあるのですけども、これを継承するぞというところにつなげていく視点というのは、私は特に注目したところです。それから、SDGsにつながる地域課題の取組とか学びであるとか、地区の高齢者の活躍の場を生み出すという、こういうようなことが中にも書かれていました。このあたりの言葉を受けて、特に地域づくりのハブとしての公民館というところを、もう少し皆さんにお伝えできればいいなと思って、今日は「公民館とは何か」と、その部分についてお話をし、それから3番目ですけれども、地域で次世代に残したい、または伝えたいもの、残したいもの。または課題は何かということ、改めて考えてみましょうということをしていきたいと思います。とはいえ時間もないですので、簡単になのですけれども、実は公民館の理念というのは、ここに全部詰まっているのです。「公民館の歌」というのがあります。皆さん、これ、お聞きになられたことはありますか。鈴木委員はあるというふうにうなずいていらっしゃると思いますが、皆さんもありますか。

委員：研修でありましたね。

生島委員：研修会で、そうですか。新任の方々はまだというようなことで、だったので、今日ここで私が歌ってもと思ったのですけども、私、家族を代表する音痴でして、趣味がカラオケに行かないことということですので、音声で失礼したいと思います。特に注目していただきたいのは歌詞なのです。歌詞で、まず初めにタイトルにサブタイトルについており、それが「自由な朝」。それから、最初に出てくるのが「平和の春に新しく」ということが出てきます。この曲は、公民館自体が戦後の民主主義を学ぶ場として、今で言う市民。その力を育てていく場として、つくられてきたものでした。でも、声を高く教え込まれるということではなくて、この曲が本当に示しているように、皆で集い合い、心を通わせ合い、楽しみながら、新たな社会をつくっていかう。そういうものになっています。ちなみになのですが、この曲は1946年に一般公募で歌詞がつくられた歌でした。全国から歌詞の案が、1,000以上集まったそうです。その中から選考が行われたのですけれども、この選考委員の1人だったのが、川端康成だったそうです。それで、実際に歌詞をつくられた方は山口晋一さんという方なのですが、千葉県館山の方だそうです。館山には、「館山市の歌」というのもあるのですけれども、「館山市の歌」も、この山口晋一さんがつくられているということでした。

では、ちょっと聞いていただきます。

(音 楽)

委員：時間もないので、3番は省略します。見ていただくと分かるとおり、地域を起こしていく喜び、地域公民館の中に集まっていこう。働く者も心安らかにしながら、明日の力を育てていく。そういうようなことが、ここでは歌われているということでした。ちなみに、今年は違ったのですが、去年かおとしだったか、日野市の公民館の祭りに行きましたところ、野外スピーカーでエンドレスリピートされていました。ずっと頭から抜けなくなりますよね。この戦後の、公民館が提起されてきたときの思想というのが、本当にここによく映し出されているのですが、戦後、公民館というのを地域の中で自主的につくっていこうという動きが、最初があります。それは、社会教育法に基づきながら教育委員会で設置し、というふうになっていくのですけれども、やはりその中でも公民館運営審議会を運営しながら、地域の中で、地域の人たちのものとして、公民館というのをつくっていこうと、その理念は変えられずに、今まで来ているということです。そうした公民館を、どういうふうにつくってくるかという、いわゆるマニュアル本なのですけれども、公民館を図で説明する、『公民館図説』というのが、文部省からもつくられています。こんなに分厚い本なのですけれども、「公民館はこういうものです」といって、図や表、グラフで表しているのです。これはすごく面白いのですけれども、今日はそのうちの一部をお持ちしました。公民館の理念を示しているところです。これが、例えば上の、手を挙げている人がいる。ここに書いてあるのが何かというと、「公民館は民主主義の訓練所です」というふうに言われています。地域の中で、誰かの意見が強いとか、「あの人の意見なんか」というのではなくて、同じテーブルについて、若い人も年をとった人も、女の人も男の人も、みんなで議論をしていけるようにする。ということは、どういうことかと言うと、意見を言っていくのもそうですし、ほかの人の意見をちゃんと聞くということ。そういうことも訓練しながら、実践していくというのが、まさにみんなの場である公民館だということなのです。それから、この下の図なんか、すごく分かりやすいのですけれども、公民館を要石にしながら、人の力で村おこしをしていくという、まさに端的に公民館のことを示しているわけです。それから、下の囲炉裏端にあるものなのですけれども、公民館というのは、村の茶の間ですというふうに言っています。おうちには、茶の間とか団らんする場所があるけれども、ここは家の中の囲炉裏端ではなくて、村の中の茶の間であって、村の中の人たちが親睦、交流を深める場所ですということで、おじいちゃん、おばあちゃんもそうですし、乳飲み子を抱えたお母さんたちも、みんなここに集まっている。そのほか、ここでどういう学びをするかということなののですけれども、これは学びの方法として、公民館で、例えば映写機とかラジオとか、様々な教育方法を使いながら、地域のことについて、また健康のことについて、目を向けていこう、広げていこうというような学習方法であるとか、下の部分ですけど、公民館を拠点にしながら、これは地域の産業ですよね。交換分合とか副業指導とか、本当に地域の中で産業をつくっていくときの、研修の場としても使われるようにと

ということが言われています。公民館というのは、産業振興の原動力ですというふうに、書かれているものなのです。これを見ますとお分かりのとおり、戦後すぐの公民館というのは、比較的、農村社会をベースにした共同体がある中で、その共同体をより盛り立てていく。そのときの学びをつくっていかうとする拠点に、公民館がなっているというようなこともお分かりいただけるのではないかと思います。一方で、先ほどお話があった、都市の公民館につながるのですけれども、これが 1960 年代から 70 年代にかけて、やはり日本が都市化してくる中で、まさに国分寺もそのうちの中としてつくられてきたところかと思えますけれども、都心の公民館像というのが提起されるようになってきました。多摩の公民館職員や研究者などが集い合って、懇談会がされていく中で、まず初めに「公民館三階建論」というのがつくられてくるのです。この三階建論というのは、今ここに図で簡単に示しているのですけれども、「公民館を三階建てにしない」ということではないのです。三階建てに見立てて、学習を展開していくということであって、建物を三階建てにしないということではないのです。建物を三階建てにするに当たって、実際、これから話ししていくことは、こういうようなイメージの建物になってしまうのです。一階部分は、体育とかレクリエーションで、みんなが集い合って、関わり合いが持てるようにしましょう。確かに、レクリエーションとか、運動とかスポーツとかは、誰でもすぐに仲間になれますよね。まずはそういうふうにして、一階部分、入り口の部分ですよね。体育、レクリエーションなどができるように、そういうのをまずステップにしていく。そこから、同じ関心を持った人たちが仲間になって、サークル活動に展開していく。そこからさらに、そういったものを地域の人文科学であるとか、社会科学、自然科学、そうした専門的な、高度な学習に展開できるようにということで、この後、「私の大学」というところにつながってくるフレーズになりますけれども、専門的な学びにつながっていくということ、言われてくるわけです。ですので、学習の展開というのを構造化した定義とされました。これは先ほど言いましたとおり、「三階建てにしない」ということではないのです。これ、よくよく見ますと、建物としてはあり得ない建物なのです。なぜかというと、普通、建物というのは、下の部分に基礎をちゃんとつくったり、柱をつくったりして、頑丈にしていきますよね。この建物はどちらかと言うと、上にいくにしたがって専門化していったりとか、学習活動を進化させていくという意味で、小規模になっていきますので、上のほうが、柱が多くなっていつているのです。だから、建物構造的にはあり得ない。これはだから、「三階建てにしない」ということではなくて、こういうふうなことになっています。これを受けて、東京都が出したのが、先ほど委員からお話があった、いわゆる三多摩テーゼと呼ばれていて、新しい公民館像を目指してということです。また後ほど、これが皆さん、新しい委員の方々にも配付されるというお話でしたけれども、じっくりと見ていただければと思いますが、項目としましては、公民館の役割として、住民の自由なたまり場である。それから、住民の集団活動、サークル学習活動の場である。それから、住民にとっての、私の大学。学びを深めていく、そして専門的な学びを探究していくこと

ができる場でもある。そして4番目、住民による文化創造の広場であるということが発表されました。そして、これを支えていく公民館の運営の基本ですけれども、ここが自由と均等の原則、無料の原則。それから、学習文化機関としての独自性の原則。職員が必ずいる。それから、地域配置がされる。そして、豊かな施設設備の原則がある。住民参加によって運営されるということが、掲げられていたわけです。ここから今、50年たっているわけなのですから、実は私は、前回もちょっとお話ししましたが、多摩の公民館、東京の都市部の公民館に触れるようになったのは、本当にここ5年くらいなのです。それ以前は、青森県の弘前市にいましたし、本当に先ほどお話があった、戦後すぐの農村型の公民館の活動に、ずっと触れてきたものでした。多摩の公民館に触れるようになって、一番びっくりしたことというのは何かというと、この三多摩テーゼの理念が、本当に生きているということを感じました。特に、国分寺あたりでは、住民の学習する権利として守られようとしている。そのベースには、本当にこれが息づいているのではなく、ちゃんとあると。目に見える形で、みんなで今でも共有されているということに、驚かされたところがあります。ただ、今2つ、時系列でもありながら、対比的にもお話ししたのですが、やはりここにも公民館の、2つのイメージがあるのではないかと。ここを皆さんにお気づきいただければと思ったのですが、1つが最初の、公民館を通じて、地域づくりにつなげていくような公民館ですね。公民館から地域についての学びというふうに、広げていくという公民館。それから、または学習拠点として集っていく公民館。まさにこれなんかそういうふうなイメージ。もちろん学習課題というのは、地域の中にもあるけれども、学習者として、私の中にもあって、個人の中にもあって、そこに学習要求というの満たしていく。またはそこを広げていく交流。集っていく公民館というようなイメージもあるかと思います。これもすごく分かりやすく示していきますと、ベクトルとしては、学習起点として集う公民館というのは、公民館に集まってくるようなイメージですね。ただ、学習を通じて、地域づくりに広げていく公民館。公民館から地域のことについて学びにしていく。または、公民館で学んだことを、地域の中で生かしていくというようなベクトルを、外に向けていくような、地域づくりにつなげていくという、そういうイメージがあるかと思います。私はここで、最初に国分寺のお話をしましたが、もう1回、見回してみますと、国分寺の公民館というのは、地域配置がされているという特徴でもあり、または三多摩テーゼというのもすごく大事に、ベースにしながら活動されている。さらに今度、恋ヶ窪公民館で、地域の拠点として、地域づくりの拠点として、例えば地域の文化というのを継承、創造したりだとか、またはにぎわいをつくっていくような拠点にしていこうとするとか、さらにはSDGsの中で、恋ヶ窪地区につながっていくような課題というの、公民館を拠点にしながら向かい合い、仕組みづくりをしていこうと、集約するという視点というのが、両方のベクトルを持っていくというふうにして、捉えられるのではないかと思います。なので、この両方の視点というのを、ぜひ意識的に分けると、お気づきいただけるかなというふうに思っています。どちらかというと、三多摩テーゼのインパ

クトも強いので、こちらの学習拠点として集う公民館というのが、恐らく皆さん方が普通に認識されているかなと思ったのですが、ぜひ今日は、こちらのほうを考えていこうということで、今日のタイトルにつながってくるということです。公民館での学びから地域づくりへということを考えたときに、こういうようなイメージですね。市民の方々の日々のもやもやとか、希望とか、それから学習ニーズというのを、公民館の活動に参加していきながら、関心も広げたり、実践したり、または仲間づくりをしていく。こうしたことが、学習グループ、サークル活動につながっていき、それが今度、地域に広がっていく。公共的な関心に広がってくる。公民館を支えていくとか、または地域に根づく活動に広がっていく。こんな学習の展開のイメージというのがあるかと思います。こうした場を支える、または、こうした活動の基盤になるということに関して言いますと、公民館というのは、こうした、地域の人たちが持っている日々のもやもやとか、学習ニーズというのを酌み取っていったりだとか、またはお話をする中で、それをキャッチしたりするということもあろうかと思います。そこから、主催事業のヒントにしていったり、行動につなげていく。そこをさらに、サークル化をしていくということで、地域の方々のグループというのがつくられていき、今度はそこまでいくと、サークル活動の支援であるとか、事業の運営に参画を促したり、または活動を促進したりしていく。その機能というのを公民館が持っていますし、その相互作用がここであることによって、公民館と地域というのが、ダイナミックに動いていくというような、そんなイメージではないかと思います。これを公民館側から見ますと、地域に広げていく学びは、公民館を拠点にしていくのだけれども、主役は住民の方々。学びや学習者です。そこを学習者が学びをし、力をつけていくことによって、地域の中の様々な課題というのに向かい合いながら、地域づくりに取り組んでいけるようになる。そんなイメージなのかなというふうなことです。実際に地域の中で、じゃあ、こういった日々のもやもやとか、そういったところがどういうふうに出てくるかというと、私も実際に、日野市の高幡台団地という、ものすごい丘陵地帯にあるUR住宅、団地のところで、住民のヒアリングというのを学生たちと一緒にやったりとかもしているのです。70年代に住み始めた人たちに会ったりだとか、その頃が多いので、かなり今、70代、80代とかが。そういうコミュニティができて、最近、退職後の人たちが、ここにまた住み始めたりしてくるということもあって、超高齢化してきています。でも日野市からしてみると、高齢化しているところで、ある意味そこ自体が地区課題みたいなふうに捉えられるのですが、実際に住んでいる人たちからしてみると、ここは本当に憧れの場所だったんだというストーリーが出てくるのです。くじ引きで、やっとのことでとったとか、何年も待ったのだという。それから、子育て世代の人たちが出てくるので、みんなまで相談したり、預け合ったり、助け合ったりして、本当に楽しみながら子育てをしたのだというエピソードであるとか、すごい坂道を上っていかないと、うちにはたどり着かないのだけれども、でもその丘陵地の坂道も、高齢になってみれば、今となれば、体力維持の散歩場所であって、緑も豊かでとっても気持ちがいい、見晴らしもいいというふうな

ことでした。ただ、団地に住み続けたいのだけれども、若い人たちはどんどん少なくなっていて、空き家も増えていて、活用のアイデアを自分たちは持っているのだけれども、言う場所がないということにもなりました。さらに、特に男性。60歳で退職して、第二の仕事も始めるのですけれども、大体70歳から75歳ぐらいに、もういよいよ体がついていかないといって、仕事を辞められた、その男性たちが、行く場所がないのだということがよく出てきました。「じゃあ、講座に来ませんか」と言われても、そこには行けない。俺たちが行きたいのは、焼き鳥屋みたいな場所なんだと言うのです。カウンターで、ぼそっと行って、「おまえも来たか」みたいな、そういう場所が欲しいという。じゃあ、焼き鳥屋のようなというのは、何が何なんだろうというのは、公民館の方々と一緒に話をしていたところですよ。そういう意味で、公民館のサークルに出会えた人たち、または、放課後子ども教室などのボランティアに出ていく人たちは、それが生きがいになるし、やはり楽しい。そういう回路があるということで、何か踏み出すきっかけがあると楽しいというようにお話とかもあって、こういったニーズとかというのをも拾っていくのも1つ、公民館の中でキャッチできていることだったり、また地域の中でサークル活動とかを通じながら、広げていけることかなと思っています。ですので、今日、この後、ちょうど2時45分を目指していたんですけれども、グループに分かれて、公民館で何をするというよりは、むしろ皆さん方が自分たちの地区で、または国分寺市でということでもいいのかと思いますけれども、子孫に伝えたいこと。何でここを「子孫に」というふうに言ったかという、E S Dは、日本では岡山市が、市でE S D都市宣言というのをやったりしながら、公民館を拠点に非常に熱心に活動をしてきたのですけれども、岡山市でも最初は、「E S Dって何のことなの？」と。それは「A B Sなの？ B S Eなの？」みたいな、やはり言われたらいいのです。そのときに地元の人たちが、「それってこういうことでしょ」と言ったのは、E S Dって、ええ（E）ものを子孫（S）の代（D）まで残していく。そういうことを、自分たちだったらどういうふうにできるかというふうにして、E S Dというのを読み替えてきたという。そういうことを考えていくと、地域の中で子や孫に残したい物や事。それは何なのだろう。それが、または、地域の生活の中で、暮らしの中で、気になっていることや、地域課題と言われるもの、地域課題と思われるもの。日々のもやもや。そういったものは何だろうというのを、ぜひ皆さんで出し合ってみようではないか。それをここで共有することが、また何か、これからの公民館活動のヒントや、自分たちの活動のヒントになってくるのではないかと思います。話していただきたいと思います。では、あとは事務局お願いします。

事務局：3グループに分けていきたいと思います。場所は、机を動かすのが大変なので、1、2、3でいこうと思います。それぞれ分かれてください。館長もそれぞれで、適宜分かれてください。

（ワークショップ）

委員：地域づくりのハブとして、公民館というのは、可能性は大ですので、ぜひ、そういっ

たところに広げていけるような、これからの議論にもなっていけばいいなと思いますし、皆さん方の活動に寄与できればなというふうに思いました。以上、つたない説明と、皆さんのワークショップで、よかったのではないかと思います。ありがとうございました。

田中委員長：生島委員、どうもありがとうございました。とても基本的な内容を、分かりやすく、柔らかく話していただいたので、とてもよかったし、後で、みんなでワークショップをやったので、自分のものとしてやっていただきたいと思います。後でまた資料を振り返りながら、今日学んだことをさらに前に進んでいきたいと思います。

4 「第5期答申と恋ヶ窪公民館の複合施設への移転について」

田中委員長：それでは、今日の会議の後半に移りたいと思います。次は「第5期答申と恋ヶ窪公民館の複合施設への移転について」初めに5期答申をみんなで共有するということです。その上で複合施設への移転についての、基本的な考え方を、これは事務局から説明するということですか。

事務局：ぜひとも、第5期委員長から。素案については担当館長からお伝えします。

田中委員長：答申は私がやって、公民館は恋ヶ窪公民館長から。分かりました。では、第5期の答申は、持ってくるようにという案内がありましたが、皆さん持ってこられましたか。なければお借りできるものがあるので、大丈夫でしょうかね。では、私のほうからまず、答申のポイントだけ10分ぐらいでやりましょうかね。

事務局：そうですね。

田中委員長：「国分寺市旧庁舎用地複合公共施設における公民館の運営のあり方について」ということで、平たく言うと、恋ヶ窪公民館が複合施設に入ったときの公民館の運営を、どうすればいいかを考えましょうということ、諮問を受けて、我々のほうで答申をつくりました。まず、2ページを開いてください。目次です。この答申の構成をざっと確認していくと、まずⅠで、この国分寺市旧庁舎用地利活用基本計画とは何のかということ、これを確認するのが、その部分です。その上で、公民館というのはそもそもどういうものなのか、どういう役割を持っているものなのか、何が大事なのかというのをⅡで書いています。そのⅠとⅡを合わせ、じゃあ、これから恋ヶ窪公民館を中心に、国分寺の中で公民館がどうあるべきなのだろうかということを考えたのがⅢとⅣです。Ⅲは、まず地域を見て、公民館が地域の、先ほどの生島先生の話だと、ハブというふうになりますけれど、ハブとしての公民館が地域に根差して、どういう役割を果たしていくのか、外に向けた視点です。これがⅢ。もう1つⅣは、中に向けて、中には、またほかの施設も入りながら、複合施設になっているので、ほかの施設とどう連携して、役割を果たしていけばいいのか。それがⅣですね。だから地域に向けた話と、中のほかの施設との関係に目を当てた、視点を当てたもの。それがⅢとⅣに書かれています。時間の関係もあるので、まずⅡで、公民館はそもそも、どういうことを担保していけばいいのかというのを書いたところを確認したいのですが、6ページを見ていただければでしょうか。6ページの2番目の項目の、最

初の2、3行、4行目あたりに書いてあります。我々がここで書いたのは、まず公民館なので、コンサートをやるとか、主催事業をやりますよね。それが①。当然ですけれども、主催事業を提供する。これが①番。②番には今度、貸館の動きで、自主グループとか地域の団体に部屋を提供する。これが2番目。これがよく言われる、公民館の2つの大きな役割ですね。主催事業であって、部屋を貸す。でも、それだけで終わるかという、第3番目に大事だと思われたのが、主催事業をやって部屋を貸して、皆が利用するにしても、そういうものがより高度に、質は高く、豊かになっていくためには、何が大事なのかといったときに、何といても職員と利用者とか市民、それから地域の団体が、日常から交流して話し合い、コミュニケーションをし、地域に何が大事なのか、公民館がどうあるべきなのか。そういうものを、雑談を含め、コミュニケーションしていく。それが主催事業の豊かさにつながるし、自主グループの活発な活動にもつながるということで、③の役割というのが、また大事になる。ということで、①番、②番、③番と、3つの条件が担保されているということを考えました。そういうことを考えた上で、先ほど言ったⅢとⅣの提言の部分につなげていったというわけです。その中身がどこにあるかという、バツと飛びまして、26ページになります。中身は後でじっくりと見ていただくことにして、「終わりに」というところで、結論部分をまとめて書いてあります。まず、公民館から外に目を向けた、地域に向けたときに、地域の中で公民館がどういう役割を果たすか。これを①から⑤まで、5つのポイントでまとめてあります。まず①。何といてもコミュニティの拠点なのだと。先ほどから言っているハブという、生島先生の話ともつながるのですが、そういうコミュニティの形成。そのための拠点になるのが、サポート会議であり、また本多公民館で特に活発なのですが、地域会議もやっている。それから、公民館祭りなどのイベントですね。そういうのが、やはりコミュニティの基盤となるということで、これをさらに、これからもますます活発にさせていくという提案をしました。それと2番目には、コミュニティづくりも広い意味での地域づくりに入りますけれど、②で書いてある地域づくりには、具体的には課題を解決していくということで、例えば恋ヶ窪地区のにぎわいを開拓するとか、地域文化の継承と再創造を推進するとか、それからSDGsとつながる地域課題の学びを広げていくとか、高齢者が活躍できるような地域にするために公民館が役に立つとか、そういった幾つかのポイントをまとめました。それから③は、国分寺の公民館、どこもそうですけれど、とても子どもたちを大事にされていて、学校との連携を含め、子どもの成長の後押しをこれまで、ずっと力を入れてやってきているのです。特に恋ヶ窪地区は児童館がないので、児童館の代わりも果たしていくということで、ここでの提案は、児童館的な場を充実させる。それから、子どもたちが学習する場としても機能する。それから、さらにはいろいろな子どもたちが学んだものを発表するとか、住民との交流の場というものを大事にしましょうということで、これで書いたものでは、ここの執筆者、分担して書いたもので、執筆者の方がかなり強調していたのが、縦の糸と横の糸ということです。縦の糸というのは、地域住民とか職員、大人と子どもたちがつながるのが縦の糸。それか

ら、子どもたち同士でつながるのが、横の糸。この縦横の糸が絡み合って、子どもたちが地域の人間関係の中で過ごす。その拠点になるということですね。そのあたりが提案されました。④としては、以上の①から③が実現されるための基礎条件として、何が大事なのかということです。我々が特に大事にしたのは、複合施設に入ったときに、今のところ、公民館の主催事業は、ちゃんと直営でやりますということは、話されているのですが、公民館という空間的な場というのが、一体どうなのかというのが、とても心配なわけです。先ほど、3つの、公民館の担保すべきものといった、3番目の職員と市民や団体との交流の場。これがやはり確実に担保されなければいけないということで、ここで強調したのは、市民同士及び市民職員間のコミュニケーションを豊かにするような、ロビー的空間を1階に設置するべき案ということで、今はフリースペースという形で、全体が用意されていますけれども、その中でも特に、こういう交流的なスペースをきちんと用意すべきであるということを、強調して提案しました。それとともに、公民館はここからこままでという範囲を明示することで、これまでの公民館利用者がアイデンティティを維持して、地域づくりに貢献できる場になるということですね。それから、公民館には専門職員がいますので、そういった方々の力量が最大限発揮されるような環境も大事だということです。それから次のページにいきまして⑤。敷地内の適切な植栽。これはたまたま前期の委員の中に、雑木林とか生態系の専門家がおられまして、農学博士がいたので、強調して提案していただきました。要は、生物多様性の一環である遺伝子の多様性。国分寺の地元の遺伝子をちゃんと守っていくようにする中で、大事なポイントになるのだけれど、ややもすると新しい施設をつくったときに、造園会社に委託して、いろいろな珍しい木をどんどん植えていくと。「それではいけません」という話で、国分寺でもともと育ってきたような植物を、ちゃんとその苗木だとか、継承する木を決めて、それを子どもたちの環境学習の材料にしよう、ということですね。そういうことも提案しました。それが地域の中での役割です。それから2番目は、今度は施設の中での、他の施設との連携ですね。それについては、①、②、③、3つ提案しました。1つは、連携するための基本的な仕組みをつくっていく。1つは、施設の代表者が情報交換するような、定期的な会合を行う。それから今度は、職員のほうが交流できるようないろいろな仕組みをつくる。それからさらには、公民館運営サポート会議と、地域会議が今ありますけれど、それがほかの福祉センターとか、複合施設の中の関係者ともつながりながら、拡大版のそういうような会議をつくっていくということですね。そういうことで、連携がきちっと、それぞれのレベルでとれるようにしましょうということです。それから、具体的な事業としては、②に提案していきまして、これは3つに分かれていて、1つはⅢで提言した、地域向けのいろいろな事業です。これを活用するようなもので、学校との連携とか、恋ヶ窪祭などを活用していく。それから次は、既存の事業がそれぞれの施設にありますけれど、それを連携でやっていく。例えば「みんなの食堂」は福祉センターでやっているのが、公民館でボランティア養成講座をやって、そこに貢献していくとか、それから、今度は公民館がやっているくぬぎ教室

に、福祉センターの利用者が協力するとか、それから武道場とか弓道場を使って、子ども向けの事業などをやりましょうということです。それからさらには、新規の総合的な事業として、合同で多世代交流事業をやったり、子どもDAYというものを施設全体でやっていきましょうというのがあります。最後は、情報発信で連携しましょうということで、それぞれが広報紙を出したり、インターネットを通して、これまでやってきていますけれど、それを複合施設全体として、相乗効果を持てるような総合的な情報発信をしましょうということです。ということで、内容の提案をしましたけれども、これからぜひ、複合化が、実際、施設ができて、事業が開始されるまでの間に、これの下準備をしながら、少しでもこの提言が生きるようにしていきたいと考えています。最後に5行書いていますが、全部読んでみると、「以上、本答申では、新施設における公民館の役割について、地域や他施設との連携という側面から多様な提言を行った。複合化される他施設との連携により、公民館が地域における学習拠点としての新施設の機能向上に貢献することを期待したい。そして、そのためのハード・ソフト面での大前提の条件はぜひとも満たすよう、重ねて強調して本答申を提出する。」ということで、説明しました。以上です。ということで続きまして、一通り説明してから、質疑対応があればということにしましょうか。今度は、実際、具体的に、これからの日程に向けての、基本的な考え方というのが今、つくられ始めているということです。鈴木委員のほうから、答申ついて、恋ヶ窪公民館について書いていただいたりしたので、それを含め、答申の内容について、鈴木委員から何かありますか。

委員：取り立ててはないのですが、何点か、恋ヶ窪公民館の課題というところで、さっきも、グループワークの中でお話しし、出てきたのですが、住民自治の意識、権利意識は持っているけれども、自治意識というのが薄れているよねとなって、公民館というのはそういうところを学んで、つくり上げるところだから、そういうところでの公民館の役割というのがあるということで、幸い複合公共施設に入るとことでの、私が書いたのは何ページでしたっけ。

田中委員長：14 ページに、上のほうに「第1に」というのがあって、次の段落「第2に」となって、これですね。

委員：そうですね。そういうことを、大事だなと思って書いたというところだけ、伝えておこうと思います。

田中委員長：ありがとうございます。今、14 ページの中程ですね。「第2に」と書いてあって、「自治意識の向上に対する貢献」と。このあたり、委員がかなり最後に強調したかったということですので、ぜひ、読んでみていただければと思います。ちなみに、恋ヶ窪公民館の現状は、これだけ地域に向けて機能しているということが、恋ヶ窪公民館長と、恋ヶ窪公民館選出委員が協力しながら書いていただいたのが、8 ページからですね。8 ページに1 番目の項目として、「地域の学習拠点としての恋ヶ窪公民館」というのがありますけれど、この部分で、8 ページから始まって、今、紹介した14 ページまでですね。ここまで現状、恋ヶ窪公民館がどういう機能を果たしてきたかというのが、かなり丁寧に、具

体的に書かれているので、今期からの委員の方は、ぜひ読んでいただけるとありがたいと思います。

では、恋ヶ窪公民館長からよろしいですか。

事務局：今日の資料の、資料番号2－3というものです。令和7年の●月というところ、黒丸になっていますけれども、資料2－3のところ、今まで話をしてきたことも含めて、ちょっと簡単に。時間もあまりないと思いますので。こちらの3のほうの、4ページの下の方に、本施設の概要というところで、もう既にご存じの方も多いと思いますが、どういう施設が、この複合施設に入るのかというところが載っております。一番最初の1ページ目の表紙の、一番上の部分ですね。入る施設のところに関わっている課がずらっと並んでいるような形で、1ページ目のところに入っております。この複合施設を建造していくにあたり、管理職が参加する専門部会というものと、私ども係長職が参加する分科会というところで、それぞれ、これだけの課に関わっている、いろいろな施設が入りますので、自分のところ、こちらでの公民館がどういうところなのか、あるいはどういうふうに運営しているのか。私たちがどういう要望なのかというところも含めて、いろいろな意見交換をしてきたところがございます。その中に、開館時間のことだとかがありますけれども、いろいろな施設が入る中で、開館時間も異なりまして、また活動のものを入れるロッカーとか、そういうところの状況はどうなのか、そういうところもいろいろ各課で現状を出し合ったりしていたところなんです。ここにいろいろと、どういうコンセプトで、どういう基本理念と目的でやっているのかとか、あとは環境に配慮するだとか、ちなみに課が、今バーツと書いてありますけれども、後ろのほうに「災害時における機能転換」というところもありまして、防災安全課のほうも関わって、会議のほうに参加していたというところもあります。公民館の部屋についてなのですが、部屋のほうは、どの建物も、その建物をそのまま持ってくる、新しい施設にそのまま入れるという形がありますけれども、その分科会だったり、専門部会のほうの中でも、恋ヶ窪公民館には保育室というものがなくて、図書館のおはなし室というところを間借りしているといいますが、保育室活動をするときだけ、そのおはなし室を借りるというふうにやっておりましたので、部屋の数や広さ、そのまま持ってくるというところに加えて、恋ヶ窪公民館としては、保育室を新しくつくることが1つ。図書館には図書館の保育室が、おはなし室があり、そのほかに保育室ができたというところと、そこは印刷機が今、廊下の奥みたいなのところに置いてあるのですが、そこも、印刷スペースというものをつくるということで、その部分が恋ヶ窪公民館としては、新しい複合施設になったときに、増えた部分であると解釈をしています。話があちこちいつて申し訳ございませんが、今、皆さんのほうでは、初めて目にするものもあると思います。皆さん、パッと、目を通されていることだと思いますけれども、基本理念や目的がありまして、既にホームページとかにも出ているところかと思いますが、5ページ目の全体の運営というところを書いてあります。この施設は、複数の既存の公共施設を集約しているというところで、複数の異なる性格を有する施設から構成さ

れるため、それぞれ適したあり方を組み合わせるということで、考えていきますということ。それから、これまで一定の評価を得ている、指定管理者制度も導入を図っていく方針ですということ。それから、市の直営で運営していくことが望ましい施設。そういうところをちゃんと、適切な分担を設定することが肝要と、5 ページ目の下のほうなのですが、このように記載されております。めくっていただいて、6 ページ目になります。(2)、上のほうです。直営による運営というところで、先ほど、田中委員長の答申のお話の中にもありましたけれども、公民館と図書館については、市が直営運営をするということで、そこは、はっきりここに書かれているところになっております。公民館が入ることにより、指定管理者による運営か、直営による運営かというところで、7 ページになりますけれども、どの事業を指定管理者がやって、直営はどの部分になるのかということ、(3)とともに、この表に記載されております。いわゆる部屋の貸出しだとか部屋の管理とか、使用料の収納、事業計画・報告書等の作成、事務連絡等、そういうような専門性が求められるところは、指定管理者の業務範囲として、講座を実施したり、そこにおける市民の方とのやり取りだとかということ、公民館の職員、市の職員がしっかりやっていくところになっております。いろいろ飛ばしますけれども、次の8 ページ目です。先ほど開館時間のほうとかを役所で共有したと、ほかの施設と共有したという話をさせていただきました。この開館時間、休館日ですね。利用に関する基本項目というところに、まず開館時間と休館日、そのあたりにつきましては、他の機関が入る施設の中で最も長い開館時間で、この「最も長い恋ヶ窪公民館の時間を原則とし」というところで、下のほうにいただいて、①本施設全体の開館時間というところは、恋ヶ窪公民館の開館時間で設けております。あとは、「それぞれの機能に適した貸出時間区分を設定し」というところなどもございますけれども、③のところ、一番下ですね。令和7年5月にオープンハウスも実施したということで、委員さんの中にも、足を運んでいただいた方がいらっしゃいますけれども、そのアンケート結果により、2時間という区切りがいいという意見が一番多かった。統計みたいなものが出されておりますけれども、ということで、オープンハウスで出た意見をまとめて120分以内ということが、ここには書いております。その次、9 ページ目のところですが、(3)使用料というところで、「国分寺市使用料・手数料の適正化方針」に基づいて、市民全体の負担の公平性の観点や、受益者負担を原則としますということが記載されております。その下の、使用料の設定というところで、市民と市外利用者の使用料の設定には、適切に配慮するということと、めくっていただいて②に、減免制度というところがあると思います。これは、施設利用の促進を図るために、使用料の適切な減免制度を設定しますということで、それぞれの特性や市全体のバランス等を踏まえながら、慎重に検討していきますということになっております。減免制度を取り入れるということです。その下の、個別ロッカーの設置というところでは、個別ロッカーを設置することと、ロッカーに収まらない大型の物品については、倉庫等を一部貸し出すということを検討します。このロッカーについても、使用料と同様に、受益者負担の

観点から、原則として有償としますというふうになっております。「本施設の利用者が」というふうに、(4)ではなっております、全体としてのロッカーという考え方、複合施設には様々な施設が入るところで、そのようになっています。そのほかにつきましては、先ほど申しました環境配慮。答申のほうにも、敷地内の適切な植栽というお話がありましたけれども、環境に配慮していく。それから、災害時における機能転換をするということ。というような形で、あとは最後の今後のスケジュールについて、お目通しいただければと思います。話が行ったり来たりしましたけれども、私からは以上となります。田中委員長：ありがとうございました。この後、並木公民館の改修については、どれぐらい時間が必要になりますかね。

事務局：5分、10分だと思います。

田中委員長：多分、基本的な考え方について、いろいろな御質問や何かがあるような気がするので、今日、いろいろ議論はできないと思うので、まずは何か感じたことがあれば、全部出していただいて、みんなで共有するということまではやりたいと考えています。私からまず、聞いてもいいですか。3つだけ。まず1つは、直営化云々というところで、従来、公民館事業は直営だと聞いていたので、ただ主催事業をやるだけは直営で、後は全部指定管理だと思っていたのですけれど、公民館が直営だということは、いわゆる公民館事業とか公民館機能ではなくて、公民館そのものなので、骨格までは公民館で、それは行政が直営しますという意味で解釈していいのか、そうでないのか、それ、確認したいと思いました。とても重要なポイントかなと思います。利用区分の時間ですけれど、120分の単位になるというのは、要するに今までは、午前、午後、夜間だったのが、2時間区切りになっているのですね。

事務局：そうですね。

田中委員長：これはとても画期的なことだと思うので、これはかなり無駄を省くような、市民にとって、利用しやすくなるのではないかなと、私の経験からは思いました。これは感想です。それから3番目は、多分、皆さん気になると思いますけれども、受益者負担。減免がどうなのかということも含めて、公民館はずっと無料でこれまで来ていたのが、恋ヶ窪は複合施設に入るから有料になる。そうなったときに、公民館なのに、なぜ有料かという意見は随分出てくるところで、そこで、恋ヶ窪が有料になったら、今度は本多を含め、ほかの公民館も有料だとなると、これはかなり大きな問題だと思うので、その辺はとても心配なので、今どこまで、どう決まっているのか、教えていただければと思いました。取りあえず、御質問などがあれば全部出していただいて、まとめて分かる範囲で答えていただくのが本筋かなと思ったのですけれども、でも、館長、何かあれば。

事務局：まず、田中委員長からの質問に答える感じでいいですか。

田中委員長：では、取りあえず。

事務局：まず、直営による運営ということに関してお答えします。公民館の事業としては直営で、職員も配置するし、今までどおり複合施設に職員が、現状、今の4人が入ります。

ただ、部屋の貸出しとかに関しては、指定管理のほうの運営になります。

田中委員長：受付もあるのですものね。

事務局：はい。

田中委員長：公民館が直営ということではないですね。公民館主催事業が直営だということですね。

事務局：そうですね。

田中委員長：これ、文面が間違っている。これはおかしいですね。絶対誤解されますね。

委員：違うのではないですか。

事務局：素案ですから、まだ。私もここは絶対に消しますけど、公民館が分かっていない人たちがつくっていますから、その辺はそう思ってください。

田中委員長：では、とにかくここは……。

事務局：私も今、頭を悩ませているのが、使用料のところなのですけれども、新市長からは、受益者負担の原則というふうに言われております。

田中委員長：市長から、そういう要請が出ている。

事務局：はい。出ております。それが、受益者負担の原則ということなのですけれども、まだここも決定ではないですし、皆さんの御意見を聞いて、それについてまず、恋ヶ窪だけがそうなるのか、それともやはり公民館は無料なのだというところが、どこまで通じるのか。今は、これからの話し合いによるという段階です。ただ、市長からは明言されております。

田中委員長：ありがとうございます。館長も頑張ってください。

事務局：はい。頑張ります。

田中委員長：課長も。課長の立場からして。

事務局：はい。課長として頑張りますが、皆さん、いろいろ御意見あると思いますので、これから議論をよろしくお願いします。

坂本副委員長：7年度にパブリック・コメントの予定が入っているのですけれども、これからやるのですよね。

事務局：そうです。

坂本副委員長：ということは、直接その意見を発信する、記載する場が設けられるということですか。

事務局：パブリック・コメントは、10月に実施する予定です。

坂本副委員長：サイトを開くと、その中で。

事務局：ただ、料金に関して意見を言えないのではないかとということも聞いているので。

坂本副委員長：今日、生島委員に教えていただいた、公民館運営の基本の中で、無料の原則というのがまさにあったではないですか。こういうことを踏まえた上で、それでも有料化するのだというお話ならいいのですけれども、多分、市長さんが新しくなられて、こんなところまでは目が届いていないと思うのです。だから、原則どおりとして、まず御理解いた

だいて、その上でというのであれば、その理由をちゃんと言っていたかしないと。受益者負担というのは、そもそもビジネス的な発想であって、政治の世界で言うと、必ずしもそれでは回らないと思うのです。払えない人にも、やはり無料で貸すのだという発想が、そもそも政治的に成り立たないとも思いますので。ただ、そういうことを発言できる場があるのであれば、よろしいかなと思いますけれども。

事務局：公民館の無料の原則というのは、お伝えしてはいるのですが、今後も、その部分を伝えて、考えていきたいと思っています。

田中委員長：この中でも、いろいろ意見交換をしていかないといけないと思います。ほかに御質問ありますか。

委員：質問というか意見なのですが、丸山市長が突然言い出したわけではなくて、適正化方針に基づいてするということを先ほど話されたわけですね。

事務局：そうですね。ページの（３）に書いてあります。

委員：そこに、受益者負担なのか、無料なのか、有料なのか、減免なのかというところが書いてある部分があって、それで、こういうふうにするべきであるというのが、これの５、６ページに書いてあるのですが、使用料・手数料は有料を原則としますと書いてあるのです。それで、坂本さんが言われたように、受益者負担というのは、学校教育、それから社会教育の場では、これは、私はあるべきではないというふうに、私自身の考えですが、でも、皆さん、どう思うか。思うので、負担料の多い、少ないにかかわらず、社会教育というのは受益者負担ではなくて、無償で提供すべきものであると思います。それを、狛江はもう有料になっている。この間、委員部会でお話を伺って、おかしいのではないかと、いろいろ話をしたのですが、そういうことをやっぱり、公民館運営審議会としても、意見書を出すなり何なりということを、今後やるべきではないのかなと。今まで無料というか、無償だったわけではないのですよね。減免だったのですね。

事務局：無料です。

委員：無料だったんだ。

事務局：無料です、今だって。減免ではないのです。

委員：減免ではないのですか。

事務局：例えば、恋ヶ窪公民館は、市内の市民による、社会教育目的の人しか使えません。

それについては、お金はとるという条例上のものは何も書いていない。つまり、無料なのです。無料とは書いていないけれど、有料とも書いていない。減免もない。なので、無料なのです。

委員：そのあたりの明確な論拠というものを、ちゃんと示していかなければいけないし、それを知ってか知らないでか、内部で決めるというのはよくない。本多のほかには今。

事務局：本多だけ、条例上、市外の方々の利用、目的外利用も含めて、有料で使用できますという条例上のつくりになっている。そのため、ほかの４館は、使う人は全て無料。逆に言うと、無料の人でないと使えないというつくりになっている。

事務局：だから本多以外の4館は、社会教育目的でないと使えない。

委員：社会教育という目的以外は、使えないのですね。

事務局：はい、使えません。

委員：そういうことも少しずつ分かってくれば。

田中委員長：既存の規則も把握しながらですね、我々が何らかの提案をする。

委員：お願いします。

田中委員長：お願いしますって、みんなでやることです。

委員：お願いしますって、そういう場をつくりましょうということで。

委員：平成23年にできた、適正化方針が肝になっているような気がするのですが、随分前にできたのに、ほったらかされていたのですか、中身について。

田中委員長：どなたに聞けばいいですか。

事務局：どうなのですか。

委員：今、委員の言うとおりで、市長が言い出した話ではなくて、平成23年に適正化方針と
いうのが出されていたわけで、それが令和になってからずっとほったらかされていた
ということですか。

事務局：公民館に対してですか。

委員：はい。

事務局：ほったらかしていたのではなくて、公民館長並びに課長が止めていた。社会教育法
に基づく施設だから、ここの施設が社会教育の目的として、団体が活動するに当たっては、
無償とすべきというところで、闘ってきていた。

委員：ただ、その言質はもらっていなかったということですよ。

田中委員長：時間の関係もあるので、ほかに何か確認しておきたいことがあれば。この問題
でもいいし、ほかの問題でも。

委員：ロッカーの使用について。

田中委員長：ロッカーの有料化の話。これも含めてですね。あとはいかがですか、ほかには。

生島委員：中身のことでなくて、今問題になった、このお話をしても、いろいろ確認した
いことがあろうかなと思いますし、場合によっては意見書をというようなお話もありま
したけれども、この基本的な考え方というのはいつ完成して、次にどんどん進んでいっ
てしまうのではないかと。だから、委員会が意見書を出したときには、もうそれは決まっ
ているよというふうになっても困るなと思うのですが、その辺のペースというのはいかが
でしょうか。まず、話し合うタイミングがあるのかどうか。

事務局：多分、11月から12月には、今年中には確定すると思います。10月にパブコメやる
のだったら、多分1か月間でしょう。11月中に素案をまとめて、12月に議会に報告し、
確定するとなれば、12月中には確定すると思います。

委員：すごく忙しい。次回には意見書をまとめるぐらいまで、考えないといけないというこ
とになると思いますし、ありがとうございます。

坂本副委員長：議論のポイントが盛りだくさん。120 分の活動というのも、僕は枠が増えるとは思うのですが、今既に 120 分で活動されている方は、その前後に、別の枠でとっているはずなのです。そうすると 2 時間ということは、活動時間を狭めて、準備、片づけをしなければならない。枠は増えるけど、本当にそれで皆さんはハッピーですかという話ですよね、とも思います。

委員：マックスで 2 時間しかとれないということですか。

事務局：単に 1 コマが 2 時間であるということです。

委員：では、2 コマとればという。

事務局：2 コマとればということです。しかし、抽選で当たるかどうかは分かりません。

委員：調理とかやると短いですね。

田中委員長：そうすると、終わった後、取りあえず、副委員長と事務局と恋ヶ窪公民館選出委員あたりで、今後のスケジュールを簡単に相談しましょうか。

事務局：そうですね。時間だけ過ぎてしまいますから。

田中委員長：あと、どうしても今、確認しておきたいことはありますか。よろしいですか。

ありがとうございました。では、そういうことで、今の問題は終わった後に、ちょっと相談します。では、5 番目の並木公民館大規模改修工事について。

事務局：私が説明します。

田中委員長：お願いします。

事務局：まずスケジュールなのですが、こちら金額的にも大きいものになりますので、議会の承認が必要ということで、来年度 9 月の議会で承認をいただいて、10 月に正式契約というところを今、そういうスケジュール感です。休館期間としては、1 年半ぐらいというふうに言われていまして、2 月中くらいに施設が引き渡しを受けられるというところで、令和 10 年 3 月には、再開したいというふうに思っています。利用者の方の影響について言いますと、貸出しについては、特に、学校でさらに、今、開放しているところ以外を開放してもらうことはできませんので、通常どおり学校に貸出しのときは、学校のルールに従っていただくのと。あとは、予約システムで予約を今とっているところは、皆さんと同じ優先順位で、抽選に参加していただいて、予約をとっていただくという形になります。それから、コピー機や印刷機も、公民館に登録をして利用をしているのですが、休館になってからはどの公民館に引き継ぐかというところで、手続が面倒くさくならないように、年度の初めから予定しておいて、手続をしようかと思っています。それから、ロッカーにつきましては、各公民館、既に使っている団体がありますので、空きがあればというところで、先着順とかになってしまうかと思うのですが、並木公民館にあるロッカーは、皆さん、来年の 9 月までに全て出していただいて、公民館で申込みをしていただくというところしか、手当てが今、できない状況になっております。それから事業についてなのですが、今、並木公民館主催でやらなければいけない事業を洗い出してくださいというふうに教育委員会内で言われていますので、課全体で、館長レベルのところで

話し合って、事業は精査していく形になるかと思っています。それから、職員自体の居場所がまだ決まっていなくて、休館中の建物に入るか、どこかに間借りするかというところはまだ決まっておりません。事業については、館長会の中でも精査していきますが、並木公民館の運営サポート会議の中でも、考えていきたいというふうに思っております。以上になります。

田中委員長：ありがとうございました。坂本副委員長から、何か補足はありますか。

坂本副委員長：時間もないですし、また別の機会にお話しします。

田中委員長：では、今のことについて、何か御質問や御意見はありますか。よろしいでしょうか。事業をやる場所は、工事中であってもほかの公民館を借りて、事業をやるのですか。

事務局：並木公民館職員としては、行政予約を駆使して、公民館に限らず、例えば福祉センターとか管内の小中学校を借りたり。あとは、駐車場も大きくて、生活圏としては恐らく、国立駅のほうに、並木公民館の周辺から行き慣れていると思うので、ひかりプラザというところも視野に入れて、今、職員が、事業ができそうかというところを見に行ったりしているところですが、どうしても並木公民館の主催でやるべきだということと、ほかの公民館に任せてもいいのではないかということも含め、精査が必要だと言われているので、その辺は精査していきたいと思っています。

田中委員長：分かりました。では、今の議題はこれでよろしいでしょうか。

6 協議事項 今後の審議の進め方について

田中委員長：では6番目。今後の審議の進め方というところです。

事務局：資料2－4をご覧ください。議論の進め方というか、まずどこでやるかという話なのですが、3回目は10月10日金曜日、恋ヶ窪公民館。各館を回ることですので、4回目は11月21日、並木公民館。5回目が1月23日、光公民館。6回目はもとまち公民館、2月27日という形になります。最初、坂本副委員長から諮問はどうなっているのかという形で質問を受け取っております。今まで私も、2期途中から参加はしているのですが、諮問についても、委員の皆様と意見調整とは言いませんけれども、気持ちを1つにしないと、いい答申ができませんので、ちょうど3回、4回で実際にいろいろなところを見たり、問題点の洗い出しをしながら進めていって、5回目ぐらいで諮問の案みたいなものを提案させてもらって、そこでブラッシュアップしたものを、6回目で諮問という形で出ささせていただければと考えております。さらに言うと、もし恋ヶ窪公民館の件で意見書を出すという話は、これとは別個の話になりますので、また御相談させていただければと思います。以上です。

田中委員長：今のことについて、何か御質問なり御意見ありますか。よろしいですか。

では、今おっしゃったように、意見書の絡みも含めて今後の状況によりけりですね。

7 その他

田中委員長：それでは、一応そこまで終わりました、その他に移って。その他、委員の方とか事務局から何かありますか。

事務局：御提案させていただいた、こちらのチラシなのですけれども、並木公民館の地域会議なのですが、生活課題を解決するような関係が構築できるようにということで、目指しているのですが、ただ来て話すというのは難しいので、トークテーマを設けて、地域会議のほうを開催しております。もしよろしければ、こちらのほう、おいでいただければと思います。以上、宣伝です。

田中委員長：ありがとうございました。ほかはありますか。よろしいですかね。それでは、これで第2回の定例会を終了します。お疲れさまでした。ありがとうございました。

事務局：ありがとうございました。次回、恋ヶ窪公民館ですので、お間違いなく。

——了——